

第五次豊島区一般廃棄物処理基本計画（案）および豊島区災害廃棄物処理基本計画（案）に対するパブリックコメント実施結果

1. パブリックコメント実施概要

- (1)意見募集期間 令和7年12月12日（金）から令和8年1月8日（木）まで
 (2)周知方法 広報としま12月15日号、区ホームページ
 (3)閲覧場所 ごみ減量推進課、環境政策課、行政情報コーナー、東西区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページ
 (4)意見の提出者数 3件（受付方法：メール）
 (5)意見の件数 8件 ※1名につき複数のご意見をいただいたものがあるため、意見の提出者数と意見の件数は一致していません。

(※) 対応区分

- ・対応...意見、指摘を踏まえて、施策を修正
- ・既記載済...意見、指摘の内容や要素について、既に計画案中に記載
- ・その他...個別具体的な質問や要望等（計画等において参考）

2. ご意見の概要と区の考え方

No	計画の種類	章	ご意見等の概要	対応区分 (※)	区の考え方
1	一般廃棄物 処理基本計画	その他	ペットボトルが強風で飛ぶのでかごに蓋のようなものがあるとよい。	その他	びん・かん・ペットボトルのコンテナ設置を行っている集積所では、令和5年度よりペットボトルについてはコンテナではなく、自立式スタンドネットを活用して回収を行っています。自立式スタンドネットはネットの開け口部分にある紐を絞って閉じられるような作りになっています。 ペットボトルの排出量が多く、自立式スタンドネットの中身がいっぱい開け口の部分を紐で絞ることができない場合は、ごみ減量推進課までご連絡いただければ自立式スタンドネットの設置する個数を増やすよう対応いたします。 また、一部マンション等の集積所では、マンション内のごみ保管庫用としてこれまで活用していたコンテナを持っており、現在もごみ保管庫内で集まったペットボトルをコンテナで集積所に排出いただいているところもございますが、自立式スタンドネットをご希望の場合は、ごみ減量推進課までご連絡いただければごみ保管庫設置用として自立式スタンドネットをお渡しいたします。
2	一般廃棄物 処理基本計画	その他	分別ミス等を減らすため、防鳥ネットに説明を貼り付けるとよい。	その他	不法投棄や夜間・収集日以外のごみ出しの禁止に関する注意書きやごみと資源は分別してお出しいただくことを説明した表示付きの防鳥ネットを貸し出しています。ご希望の際は豊島清掃事務所までご連絡ください。
3	一般廃棄物 処理基本計画	その他	不法投棄通報などを忙しい日に連絡するのが手間なので、デジボリスで不法投棄通報ができるとうい。	その他	本計画案の20ページの基本方針3「①適正分別・適正排出・適正処理の徹底」の文中にあります、「適正排出に向けたきめ細やかな指導を行い、不法投棄の防止を徹底していく」という部分の中での具体的な対応として、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
4	一般廃棄物 処理基本計画	第5章	【イベントごみに関する意見・提案（サポートの必要性）】 区内で開催されるイベント等において、短期的・大量に発生するイベントごみについて、家庭ごみとは性質の異なる課題として、計画の中でより明確に位置づける必要があると考える。 特にイベントでは使い捨て容器の使用がごみ増加の大きな要因となっており、ノウハウ不足や人手・準備負担の大きさから主催者や来場者の自主的な努力だけでは対応しきれない場面が多く見られる。 リユース容器導入に関する情報提供や事例共有、分別ステーション設置に関するノウハウの整理、主催者向けのガイドライン整備などを通じて、イベントごみの削減に取り組めるよう、行政による継続的かつ実務的なサポートを検討していただきたい。	その他	イベントごみ等の事業系ごみについては、本計画案22ページの基本方針3「③事業者への情報提供・指導」の文中に記載のあるとおり、区内の事業者に対して、区内の事業系ごみの排出・処理状況や国の法令、本区の条例等に関する情報提供を行いながら、事業系ごみの減量・資源化・適正処理を促進していきます。 イベントごみにかかる事業者への具体的な情報提供の内容や事業系ごみの減量・資源化・適正処理を促進していく取組として、いただいたご意見を今後の施策を検討する参考とさせていただきます。

5	一般廃棄物 処理基本計画	第5章	<p>【家庭から廃棄される衣類に関する意見・提案】</p> <p>衣類について、区民が具体的な行動に移しやすい動線や仕組みが十分に示されていないと感じる。区民が「捨てる前に循環させる」という選択肢を日常的に選べる環境づくりが重要である。</p> <p>そのため、衣類のリユースや資源循環につながる回収や取組に関する分かりやすい情報提供、区内事業者や地域団体と連携した衣類循環の取組の支援などについて、今後の施策検討の中で具体化していくことを要望する。</p>	既記載済	<p>衣類のリユースや資源循環につながる回収等の取組について、本計画案17ページの基本方針2「⑤区民の活動支援と連携の場の創出」の文中に記載のあるとおり、本区では、区内の地域団体や事業者団体等によるフリーマーケットや子ども服の譲渡会などが行われています。本区としては、今後もこれらの取組の支援を行っていきます。</p> <p>また、本計画案16ページの基本方針2「④事業者との連携によるリデュース・リユースの推進」の文中にあるとおり、事業者のリデュース・リユースに向けた行動は、消費者がその商品・サービスを積極的に選択して初めて持続的なものになることから、本区はリデュース・リユースに取り組む事業者を後援し、区内で行っている取組やイベント情報等について、引き続き区民への情報発信を進めていきます。</p>
6	一般廃棄物 処理基本計画	第5章	<p>具体的施策の基本方針1「リデュース・リユースの推進」①リデュース・リユースによるごみの排出削減について、具体的に何のリデュース・リユースの推進を目指しているのかイメージしにくいいため、重点的にリデュース・リユースに取り組むべき品目を明記いただきたい。</p> <p>例えば、「リデュース…生ごみ（食品ロスを含む）、紙類、プラスチック類」、「リユース…布類（洋服）、粗大ごみ（家具・家電）」のように表記するのはどうか。</p>	その他	<p>本計画案では、全てのごみを対象に、リデュース・リユースによるごみの排出削減を目指しています。現在行っているリデュース・リユースの取組としては、本計画案15ページからの「具体的施策 基本方針1 ①リデュース・リユースによるごみの排出削減」の文中に記載のあるとおり、生ごみ処理機の購入助成や粗大ごみのあっせん事業、26ページからの「食品ロス削減のための取組」に記載のある、食品ロス削減講座の実施や食べきり協力店などの事業者と連携した取組などを行っています。</p> <p>また、リデュース・リユースに関する周知や啓発を行う際は、いただいたご意見を参考に、具体的な品目の事例を挙げて、周知啓発に取り組んでいきます。</p>
7	一般廃棄物 処理基本計画	第5章	<p>具体的施策の基本方針2「質の高いリサイクルの実現」②事業系ごみのリサイクル推進について、具体的に何のリサイクルの推進を目指しているのかイメージしにくいため、重点的にリサイクルに取り組むべき品目を明記していただきたい。</p> <p>例えば、「特に生ごみ（食品ロス含む）、紙類（ミックスペーパー）のリサイクル推進を目指す」のような表記はどうか。</p>	その他	<p>本計画案では、リサイクルが可能な全てのごみを対象にリサイクルの推進を目指しています。本計画案18ページにある「基本方針2 質の高いリサイクルの実現」に記載のあるとおり、令和5年から開始したプラスチック資源回収の資源化率の向上を目指すことや、新たなリサイクル品目の導入の検討、プラスチック以外の品目の資源化率の向上を目指していきます。</p> <p>また、リサイクルに関する周知や啓発を行う際は、いただいたご意見を参考に、具体的な品目の事例を挙げて、周知啓発に取り組んでいきます。</p>
8	災害廃棄物 処理基本計画	その他	<p>東京都では災害時に「一斉帰宅の抑制」と72時間待機が推奨されている。大災害があった時は避難所だけでなく、区内の保育施設等などでも子供たちが保護者の迎えがあるまでそのまま待機して待つことになる場合もあると思う。</p> <p>その際は、私立保育施設等の通常の事業系ごみ処理ではなく、避難所などでのごみ処理と同様の回収をお願いしたい。</p> <p>事業系ごみ処理となると、通常時と異なり、回収までに時間がかかる可能性もあり、またごみ量も通常時よりも多くなるため、衛生面でも心配である。</p>	その他	<p>「一斉帰宅の抑制」により私立保育施設等から発生するごみの収集・処理について、いただいたご意見を参考に、今後、関係部署と連携しながら検討させていただきます。なお、「一斉帰宅の抑制」により発生するごみの扱いについては、災害廃棄物処理にかかる行動手順の中で整理していきます。</p>